

一般社団法人 日本産業 カウンセラー 協会

2022 年度 北関東支部 産業 カウンセラー 養成講座®

オンライン 6か月 コース

4月20日開講

募集要項

一般教育訓練 給付制度 指定講座

募集内容	1~3ページ
1. 講座概要	
2. オンラインコースと定員	
3. 応募条件	
4. 講座期間	
5. 学習内容	
6. 修了条件	
7.e-Learning の学習環境	
8. 受講料	
9. 講座日程	
申込要項	4~6ページ
申込要項 1. 募集期間	4~6ページ
	4~6ページ
1. 募集期間	4~6 ページ
 3. 募集期間 2. お申込み方法 	4~6 ページ
 3. 受講料のお支払い 	4~6 ページ
 3. 受講料のお支払い 4. お申込先、お問合せ先 	4~6 ページ
 3. 受講料のお支払い 4. お申込先、お問合せ先 5. 留意事項 	4~6 ページ
 3. 受講料のお支払い 4. お申込先、お問合せ先 5. 留意事項 6. 産業カウンセラー試験 	4~6 ページ 7~11 ページ

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北関東支部 〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町 3-5-1 埼玉県県民健康センター2 階

TEL: 048-823-7801 HP: http://www.jica-kitakantou.org/



1. 講座概要

全 189 時間 (スクーリング日含む)

- 1. 面接(カウンセリング)の体験学習 104 時間(オンライン 76 時間、スクーリング 28時間(4日間))
- 2. 課題学習(面接の体験学習に関する6課題)28時間相当、ホームワーク
- 3. e-Learning (講義動画視聴、理解度確認テスト解答) 57時間相当

2. オンラインコースと定員

案内ページ	教室	開催曜日	定員	スクーリング会場
3	浦和	土・日	12	埼玉県県民健康センター(予定)

- ・理論学習を e-Learning で、面接の体験学習のほとんどを双方向オンライン(Zoom 利用)で行う コースです。
- ・オンラインコースのお申込みはwebのみとなります。
- 「産業カウンセラー養成講座オンラインコースに関わる同意書」に同意の上お申込みください。

3. 応募条件

- ・産業カウンセラーを目指す、受講開始時点で満20歳以上の方
- 「受講約款」および「個人情報のお取り扱いについて」に同意していただける方
- ・講座期間中に 104 時間 (面接の体験学習) に出席できる方

4. 講座期間

2022年 4月20日(水)~ 2022年 10月31日(月)

5. 学習内容

当講座は「傾聴」の態度・技法を習得するために、面接(カウンセリング)の体験学習を重視しています。理論学習においては、心理学やカウンセリング理論だけでなく、メンタルヘルス対策や職場の人間関係開発等、産業カウンセラーならではの実践的な専門知識を習得します。講義動画の講師は産業カウンセリングや臨床の分野で実績のある大学教授や研究者、産業医、産業カウンセラーが担当しています。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「緊急事態宣言」等発出時には、日程の延期、講座の中断、面接の体験学習(スクーリング)のオンライン化等の対応を取る場合があります。

理論科目

- 1 カウンセリングとは何か※
- 2 傾聴の意義と技法※
- 3 カウンセリングのプロセスとトレーニング※
- 4 産業カウンセラーと産業カウンセリングの歩み※
- 5 カウンセリング理論の源流とその発展
- 6 カウンセリングのさまざまな理論と方法
- 7 こころとからだのメカニズム
- 8 パーソナリティ心理学と心理アセスメント
- 9 精神医学の基本
- 10 産業組織の心理学

- 11 コミュニケーションの基本※
- 12 職場におけるメンタルヘルス対策への支援※
- 13 産業社会の動向と働く意識の変化
- 14 人事労務管理の基礎知識と人材マネジメントの現状
- 15 労働法規の基本
- 16 社会福祉関連法
- 17 職場における人間関係開発・職場環境改善への支援
- 18 キャリア形成への支援
- 19 コンプライアンスと倫理

※印の科目は「ふりかえり」を提出していただきます。

6. 修了条件

- 1. 面接の体験学習 104 時間中 90 時間以上出席すること
- *やむを得ず 14 時間を超えて欠席した場合には、補講を受けて出席時間数に充当することができます。 補講には別途受講料がかかります。詳細は講座期間中にお知らせいたします。
- 2. 講義動画視聴のうち、指定された6科目について視聴レポートを提出すること
- 3. 理解度確認テスト各科目において 6割以上正答すること(6割未満の場合は再実施)
- 4. 面接の体験学習に関する課題学習 6 課題を提出し、このうち 4 課題については ABCD4 段階評価において A または B の評価を受けること(2 課題は評価対象外)

7. e-Learning の学習環境

インターネットに接続しているパソコンまたはモバイル端末(タブレット、スマホ)を使用します。

PC の動作環境		モバイル端末(スマートフォン/タブレット)の 動作環境	
OS	ブラウザ	os	ブラウザ
Microsoft	Windows Internet Explorer	Android 9 以降	Google Chrome
Windows	Google Chrome	iOS (iPhone) 13 以降	Safari
8.1	Firefox	IOS (II FIORE) TS 以降	Jaian
Microsoft	Windows Internet Explorer	iPadOS (iPad) 13 以降	Safari
Windows	Microsoft Edge (*1)		
10	Google Chrome Firefox	(*1)Microsoft Edge は8X以降の最新版	

• 体験版にて事前に正常に動作するかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

8. 受講料

受講料:297,000円(教材費込、税込)

内訳:講座開講の経費(入講料)44.550円、受講料(授業料)252.450円

- *当講座は教育訓練給付制度一般教育訓練指定講座です。
- *各種割引制度があります(詳しくは5ページをご覧ください)。
- *分割払いをご希望の方はSMBCファイナンスサービス㈱提携学費ローンをご利用いただけます。

オンライン浦和教室

◆ スクーリング会場:埼玉県県民健康センター

さいたま市浦和区仲町 3-5-1 〈最寄り駅〉JR浦和駅西口より徒歩15分

	開催日	時間	科目	
		9:00~9:30	開講式/オリエンテーション	スクーリング
1	5月21日(土)	9:30~17:00	第1回 面接の体験学習	スクーリング
2	5月22日(日)	9:00~17:00	第2回 面接の体験学習	スクーリング
3	5月 29日(日)	9:00~17:00	第3回 面接の体験学習	オンライン
4	6月 12日(日)	9:00~17:00	第4回 面接の体験学習	オンライン
5	6月 19日(日)	9:00~17:00	第5回 面接の体験学習	オンライン
6	7月 3日(日)	9:00~17:00	第6回 面接の体験学習	オンライン
7	7月 16日(土)	9:00~17:00	第7回 面接の体験学習	スクーリング
8	7月 17日(日)	9:00~17:00	第8回 面接の体験学習	スクーリング
9	7月 24日(日)	9:00~17:00	第9回 面接の体験学習	オンライン
10	8月 7日(日)	9:00~17:00	第 10 回 面接の体験学習	オンライン
11	8月 28日(日)	9:00~17:00	第 11 回 面接の体験学習	オンライン
12	9月 11日(日)	9:00~17:00	第 12 回 面接の体験学習	オンライン
13	9月 18日(日)	9:00~17:00	第 13 回 面接の体験学習	オンライン
14	10月 2日(日)	9:00~17:00	第 14 回 面接の体験学習	オンライン
15	10月 16日(日)	9:00~16:30	第 15 回 面接の体験学習	オンライン

※昼休み 1時間



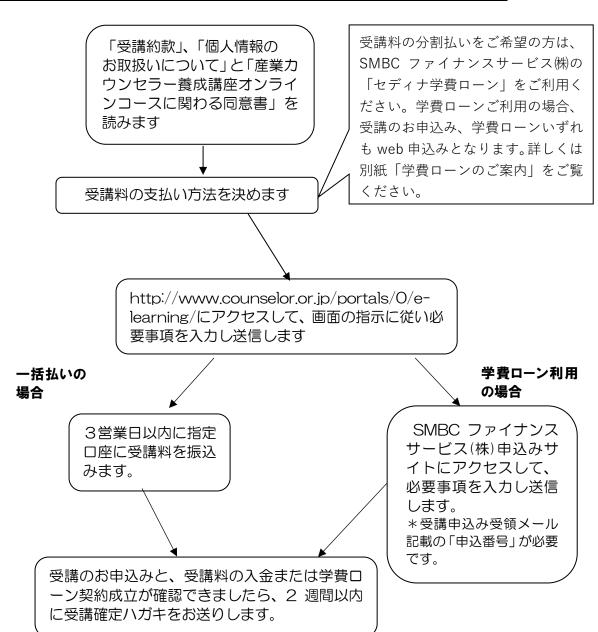
1. 募集期間

2022 年 1 月 18 日 (※消印)~3 月 20 日 (期間中であっても定員になり次第受付終了いたします。)

- お申込は先着順です。
- 受付期間前にお申込みいただいても受付できません。
- ・受講確定後に教室 (コース)の変更はできません。

2. お申込み方法

- お申込み方法は、webのみとなります。
- ・<u>お申込みに際しては「受講約款」「個人情報のお取り扱いについて」「産業カウンセラー養成講座オン</u>ラインコースに関わる同意書」をよくお読みいただき、同意のうえ手続きしてください。



▶ 受講確定について

- 申込順(受講のお申込みと受講料のお支払いもしくは学費ローン契約の成立の両方が確認できた順番)に 受講を確定します。
- ・希望順位の高い教室(会場)が定員に達した場合は、希望順位を繰り下げて確定いたします。
- ・申込確定後、2週間以内に受講確定ハガキを送付いたします。
- ・受講キャンセルのお取り扱いについては「受講約款」をご確認ください。

キャンセル待ちについて

- ・希望教室(会場)が定員に達した場合は、申込み期間終了までキャンセル待ちとさせていただきます。
- ・申込み期間中、キャンセルが発生した場合は、対象者に連絡いたします。
- キャンセル待ちの取り消しをご希望の場合はご連絡ください。
- ・定員を上回りお申込みを受付けできなかった場合および開催中止の場合には、お支払いいただいた受講料全額を返金いたします(受講料返金等のお取り扱いは「受講約款」をご覧ください)。

3. 受講料のお支払い

受講料:297,000円(教材費込、税込)

● 振込み【一括払い】

受講料振込先 : 埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通預金 5158801

口座名 : 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北関東支部

*振込み手数料はご負担ください。

② 学費ローン制度を利用【分割払い】

SMBCファイナンスサービス㈱学費ローンをご利用ください。

*1週間以内に入金もしくは学費ローン契約の成立が確認できない場合は、受講のお申込みが取り消しとなる場合があります。遅れる場合は、お申込み先支部へご連絡ください。

▶ 割引について

- 説明会・無料体験講座参加割引
 - ・募集期間中または募集期間直近の説明会・無料体験講座に参加した方は、受講料が 5,500 円引きの 291,500 円(割引後、税込)となります。
 - web 申込フォームの備考欄に参加日をご記入ください。

会員割引

- •日本産業カウンセラー協会会員の方 (入会手続き中の方を含む)は、受講料が 10%引の 267,300 円 (割引後、税込)となります。
- ・会員の方は web 申込フォームの備考欄に会員登録番号をご記入ください。

分替助会員割引

- ・申込時に賛助会員企業、団体 (契約事業所)に在籍する正規従業員の方は、受講料が 10%引の 267,300 円(割引後、税込)となります。
- ・web 申込フォームの備考欄に賛助会員割引ご希望の旨をご記入ください。
- 受講料全額を受講者ご本人が負担される場合には、在籍を証明する書類(社員証のコピー等)をご提出いただきます。

4早期申込割引

募集開始日から2週間以内(1月18日~1月31日)に申込と入金が確認できた場合、受講料が5%引の282,150円(割引後、税込)となります。

*割引の重複利用はできません。

4. お申込み先、お問合せ先

330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町 3-5-1 埼玉県県民健康センター2階

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北関東支部 養成講座部

counsel@jica-kitakantou.org

TELO48-823-7801 (祝日を除く月曜~金曜 9:30~17:30)

5. 留意事項

- 本講座は、産業カウンセリングを初めて学ぶ方を対象としています。
- ・「受講約款」「個人情報のお取扱いについて」および「産業カウンセラー養成講座オンラインコースに関わる同意書」に同意のうえお申込みください。
- ・メンタルヘルス不調で治療中等の場合は、必ず申込先の支部と主治医に相談し、書面による主治医の許可 (診断書等)および講座受講に関する同意書をご提出ください。
- ・疾病や障害により受講上の配慮を必要とする方は、事前に支部にご相談ください。
- ・受講確定後または受講中の教室・コースの変更はできません(遠隔地へ転居される場合はお申込先支部にご相談ください)。
- 定員を上回りお申込みをお受けできなかった場合および開催中止の場合には、お支払いいただいた受講料 全額を返金いたします(ただし振込手数料は含みません)。
- 面接の体験学習に関する在宅課題には逐語記録の作成(面接内容を録音し、記録する実習)があり、その際に録音機材と提出用の記録媒体(IC レコーダ、SD カード等)が必要となります。
- ・逐語機材は支部で準備可能ですが、SD カードのみ各自でご購入いただきます。
- 上記以外、講座中の録音はできません。(電子機器の持ち込みはご遠慮いただいております。)
- ・逐語記録等の提出物作成にかかる印刷費、スクーリングのための交通費・宿泊費は各自でご負担ください。
- ・講座受講中は社会的ルールを守り、他者の人間尊重を図ること。養成講座内で知り得たことは、どのようなことでも外部(インターネット・メール含)に出すことを厳禁とします。
- 担当講師および日程等は都合により変更を生じる場合があります。

6. 産業カウンセラー試験

【受験資格】本講座を修了した方は、産業カウンセラー試験の受験資格が得られます。

【実技能力評価制度】面接の体験学習において一定の基準に達した場合、その結果を産業カウンセラー 試験の実技試験合格に相当させることができます。これには受験の申込みととも に申請が必要です。

【受験申込】産業カウンセラー試験の受験には、別途お申込みが必要です。

学科試験 2023年1月22日(日)

実技試験 2023年1月28日(土) または29日(日) の指定された日

7. 講座説明会

説明会開催中です。 詳しくは北関東支部HPをご覧ください。

http://www.jica-kitakantou.org/cgi-bin/postmail/tc_experience2.html

教育訓練給付金の支給対象となる厚生労働大臣指定一般教育訓練明示書

講座名:産業カウンセラー養成講座6か月コース

実施方法:通信 (スクーリング 104 時間 < 15~16 日 >)

指定講座番号:13087-182001-9

講座の創設年月日: 平成 29 (2017) 年 5 月 1 日

一般教育訓練給付金対象講座の指定期間:令和6(2024)年9月30日まで 過去1年(2020年度)の講座実績:入講者数1,293人、修了者数1,145人

訓練期間:6か月

1. 教育訓練目標

- ① 取得目標とする資格の名称、目標レベル:産業カウンセラー
- ② ①に係る資格・試験等の実施機関名称:一般社団法人日本産業カウンセラー協会
- ③ 当該資格等を取得するための要件または受験資格等:

受験資格は次のいずれかに該当する者

- a. 産業カウンセラー養成講座修了者
- b. 心理学等を専攻し修士以上の学位を有する者で、審査において必要単位の取得が認められた者
- ④ 当該技能・知識の習得が必須または有利となる職種・職務および習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況:

人事労務管理担当者、産業保健職、教育訓練担当者、各種組織における相談担当者をはじめ、メンタルヘルス対策・キャリア形成・職場における人間関係開発といった勤労者への支援に携わる職務。 業界を問わず広く一般企業や公的団体の相談担当者や研修講師として活用されている。

2. 教育訓練の内容

理論科目の学習方法: e-Learning による講義動画視聴(44 時間相当)と理解度確認テスト(1 つの短文 について正誤を解答する形式 650 問、13 時間相当)の実施。*印の科目は、「ふりかえり」 (視聴レポート)を提出。

使用教材名:『産業カウンセリング─産業カウンセラー養成講座テキスト』 I・II

理論科目	12. 職場におけるメンタルヘルス対策への支援*
1. カウンセリングとは何か*	13. 産業社会の動向と働く意識の変化
2. 傾聴の意義と技法*	14. 人事労務管理の基礎知識と人材マネジメントの
	現状
3. カウンセリングのプロセスとトレーニング*	15. 労働法規の基本
4. 産業カウンセラーと産業カウンセリングの歩	16. 社会福祉関連法
み*	
5. カウンセリング理論の源流とその発展	17. 職場における人間関係開発・職場環境改善への
	支援
6. カウンセリングのさまざまな理論と方法	18. キャリア形成への支援
7. こころとからだのメカニズム	19. コンプライアンスと倫理
8. パーソナリティ心理学と心理アセスメント	面接の体験学習
9. 精神医学の基本	面接の体験学習(通学またはオンライン)104 時間(15~
	16 日)
10. 産業組織の心理学	面接の体験学習に関する課題学習 6 課題(ホームワ
11. コミュニケーションの基本*	ーク) 28 時間相当

3. 受講者になるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)

- ①受講するに当たって必要な実務経験等:特になし
- ②受講者が受講に当たって最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準:特になし
- ③その他:受講開始時に満20歳に達していること

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

- (1) 資格取得狀況
 - ① 昨年度(2020年度)内の受講修了者:1,145人
 - ② ①のうち目標資格の受験者数:1.058人 受験率(②/①)92.4%
 - ③ ②のうち合格者数:726人 合格率(③/②) 68.6%
 - 4 上記②・③の回答者数:(当協会の受験者データによる)

- (2) 受講修了者による講座の評価等
 - ① 回答者総数:869人
 - ② 受講開始時の就業状況等: 就業者計 792 人(正社員 597 人、非正社員・派遣社員 148 人、その他の 就業(自営業等) 47 人)、非就業者 77 人
 - ③ 就業中の受講者による講座の評価(回答数合計 792人) 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ 69人、配置転換等により希望の業務に従事できる 84人、社内外の評価が高まる 159人、円滑な転職に役立つ 94人、趣味・教養に役立つ 145人、その 他の効果 225人、特に効果はない 10人
 - ④ 就業していない受講者による講座の評価(回答数合計 77人) 早期に就職できる 2人、希望の職種・業界で就職できる 33人、より良い条件(賃金等)で就職できる 5人、趣味・教養に役立つ 15人、その他の効果 20人、特に効果はない 1人
 - ⑤ 受講者の就業状況(回答数合計 77人) 受講中または受講修了後 3 か月以内に就職した 21 人、受講修了後 $3\sim6$ か月以内に就職した 5 人、受講修了後 $6\sim12$ か月以内に就職した 1 人、 就職していない 48 人
 - ⑥ 講座の全体評価(回答数合計 869人) 大変満足 448人、おおむね満足 386人、どちらとも言えない 28人、やや不満 7人、大いに不満 0人
- 5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするため の具体的な方法
 - ◇「1」に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法
 - ① 理解度確認テストは解答の期日を定めて学習を促し、合格点に達しない場合には再度実施する。
 - ② 面接の体験学習では、導入期、初期、中期、後期毎に到達目標を明示し、「進度チェック票」を用い、セルフチェックと指導者による評価と指導を行う。
 - ◇スクーリング (面接の体験学習) の実施場所、時期、期間

実施場所:札幌市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、郡山市、高崎市、長野市、新潟市、宇都宮市、さいたま市、水戸市、柏市、市川市、千葉市、東京都(渋谷区、千代田区、中央区、品川区、町田市)、甲府市、横浜市、川崎市、厚木市、静岡市、名古屋市、津市、金沢市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、松山市、高松市、北九州市、福岡市、大分市、長崎市、熊本市、宮崎市、鹿児島市、浦添市

時期、期間・回数:4月下旬~10月および11月~翌年4月、6か月間に15~16回(月に2~3回)

- 6. 修了を認定するための基準ならびに修了を認定する時期およびその方法
 - ① 集合研修(面接の体験学習) 104 時間中 90 時間以上出席すること(補講 24 時間まで受講可)
 - ② 講義動画視聴のうち、指定された科目(12 時間分) について視聴レポートを提出すること
 - ③ 理解度確認テスト各科目において 6 割以上正答すること (6 割以上正答するまで実施可)
- ④ 面接の体験学習に関する課題学習のうち 4 課題について、ABCD 4 段階評価において A または B の評価を受けること
- 7. 受講中または修了後における受講者に対する指導および助言ならびに支援の方法
 - (1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法
 - ①理論科目では、e ラーニングによる理解度確認テストで合格点に達した際に正答と解説を表示する。 また、質問を随時受付け、メールで回答する。
 - ②面接の体験学習では、グループワークでカウンセリング場面のロールプレイ等を行ない、その都度指導者から個々の受講者に具体的な助言等を行う。
 - (2) 受講中または修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制無料職業紹介の実施(資格取得者を対象とする)。

8. その他の事項

指定教育訓練実施者名及び代表者名:一般社団法人日本産業カウンセラー協会(代表者:田中節子)

住所及び連絡先 東京都港区新橋 6-17-17 御成門センタービル 6 階 TEL03-3438-4568 施設名称及び施設長名:日本産業カウンセラー協会(施設長:田中節子)

住所及び連絡先 東京都港区新橋 6-17-17 御成門センタービル 6 階 TEL03-3438-4568 給付制度担当部署・者:一般社団法人日本産業カウンセラー協会産業カウンセラー養成事業部 (担当者:清水恵美子)連絡先 TEL03-3438-4568

一般教育訓練経費

- 1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費(①+②、消費税 10%を含む) 297,000 円 ①入学料 44,550 円 ②受講料 252,450 円(うち必須教材費 7,700 円)
- 2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 任意の教材費 (消費税 10%を含む) 6,600円
- 3. 任意の教材を使用する場合の総額(1+2)303,600円(消費税10%を含む)
- *支払い方法:一括払い、分割払いの両方可能

2021年12月作成

産業カウンセラー養成講座受講約款

本約款は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会(以下「甲」という)が実施する産業カウンセラー養成講座(以下「講座」という)に適用される条件を定めたものです。講座を受講しようとする者(以下「乙」という)は、本約款および「個人情報のお取扱いについて」に同意したうえで受講申込みを行なったものとみなします。

第 1 条 受講契約の成立

受講契約は、乙が甲に講座受講申込書を提出し、講座受講料を支払った後または乙と信販会社との間の学費ローン契約の成立を甲が確認した後、甲が発送した乙の受講を承諾する旨の書面が、乙に到達した日に成立するものとします。

第 2 条 講座の実施

甲は、受講案内書記載の日時に講座を実施します。但し、自然災害などやむを得ない事情がある場合には、日時等を変更または代替措置を講ずることとします。

第 3 条 受講の条件

- 1. 乙の年齢が受講開始時点で満20歳以上であること。
- 2. 乙がメンタルヘルス不調で治療中等の場合には、次の条件を満たすことが必要です。メンタルヘルス不調の定義は、ICD10 または DSM-5 記載の診断名によります。
 - ① 乙は受講申込み前に必ず甲に相談し、主治医の書面による許可(診断書等)および講座受講に関する同意書を提出することとします。
 - ② 乙が就業している場合には、メンタルヘルス不調による欠勤または休職中ではないこと、復帰後は業務上の措置が解除されていること、または就業していない場合においては、主治医が就業可能な状態であると判断していることとします。
- 3. 乙が、受講中にメンタルヘルス不調となった場合には、ただちに甲に申告し、主治医の書面による許可(診断書等) および講座受講に関する同意書を提出することとします。

第 4 条 受講契約の解除

- 1. 開講前に受講契約を解除する場合には、書面により行うものとします。
- 2. 受講契約の解除は、以下の基準を適用します。
 - ① 開講日前3週間の応当日(応当日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日)までの申し出については、乙の支払った講座受講料より事務取扱手数料として2,000円(消費税を含む)を控除した金額を返還します。なお、振込み手数料は甲の負担とします。
 - ② 開講日前3週間の応当日を経過し、開講日前日(開講日前日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日)までの申し出については、乙の支払った講座受講料より講座開講の経費(以下「入講料」という)として講座受講料の15%相当を差し引いた金額を返還します。
- 3. 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、受講契約を解除することができます。この場合、講座受講料は返金しません。
 - ① 乙が受講契約成立後に犯罪行為、反社会的行為または著しく公序良俗に反する行為をしたとき。
 - ② 乙が受講中に講師、実技指導者等の指示に従わず、または講座の進行に支障を及ぼすなど、乙の受講が適切でないと甲が判断したとき。

第 5 条 受講契約の途中解約

- 1. 甲と乙は、開講日以降は次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、受講契約を途中解約できるものとします。
 - ① 乙が受講教室の変更が不可能な地域へ転勤する場合。
 - ② 乙が事故または傷病によりそれ以降の受講が不可能になり、かつ医師の診断書が提出された場合、または、乙が、第3条第2項の条件を満たして受講を開始した場合でメンタルヘルス不調により受講が不可能になったとき。但し、第3条第2項に定める状態にあったにも関わらず同項に定める条件を満たさずに受講を開始し、かつメンタルヘルス不調により受講が不可能になったときには、本項は適用されません。
 - ③ 乙が死亡した場合。

- 2. 前項による途中解約の場合の返金額の取り扱いは、講座受講料から入講料を差し引いた金額から、 甲乙協議の上定めた解約日時点において、甲がいまだ提供していない講座日数分を日割り計算にて算 定した金額とします。
- 3. なお乙は、甲より付与された e-Learning を受講する為に必要な ID の使用を、甲乙協議の上定めた解約日以降は停止するものとし、甲は当該 ID の登録を解約日以降速やかに抹消するものとします。

第 6 条 修了認定

乙が、別に定める所定受講時間数および課題学習等を修了したとき、または甲の指定する補講等を受講し修了要件を満たしたときには、受講を修了したものとします。なお、補講受講に必要な費用は乙の負担とします。

第 7 条 著作権

- 1. 本講座に関する著作権は、甲または使用するテキストや資料等の作成者に帰属します。配布するテキスト、e-Learningシステムを通じ配信される講義、ならびに理解度確認テスト、課題フォーマット等(以下総称して「コンテンツ」という)の複写・複製または Web へのアップロード、および SNSへの配信等は一切認められません。
- 2. 乙は、講座内容を録画・録音することはできません。録画・録音に関して特別に講師の許可があった場合でも、それを複写・複製または他で使用することはできません。
- 3. 乙は、講座の具体的な内容を SNS や出版物等を通じ公表することはできません。

第 8 条 e-Learning システムの利用

- 1. 乙は、e-Learning を受講する為に必要な通信設備、端末、プロバイダーおよび通信会社との契約等の講座を受講するために必要な環境を、みずから用意するものとし、それに伴い発生する通信費・使用料・設備および端末等の購入費用またはリース費用・その他一切の費用を負担するものとします。
- 2. 乙は、e-Learning 受講に際して、甲より付与される ID およびパスワード等を、自己の責任において適正に取扱うものとし、第三者に貸与する等はできません。

第 9 条 受講に関する支援

- 1. 講座は、原則として日本語で行います。
- 2. 受講にあたり補助・介助などの支援を必要とする場合には、事前に甲と協議し合意するものとします。なお、支援に関わる費用、手配は乙の負担とします。
- 3. 甲は事業者として、障害者差別解消法に定める合理的配慮を提供するよう努めるものとします。

第 10 条 免責事項

甲の責めに帰さない事由により、講座の提供の不履行・履行遅滞等が生じても、甲は責任を負いません。また、講座を実施する施設内において生じた盗難および紛失などについては、甲は責任を負いません。

第 11 条 情報保護

- 1. 甲は、本講座に関連して収集した情報については、「個人情報のお取扱いについて」に従い適切に取り扱います。
- 2. 乙は、他の受講者のプライバシーに関する情報等、本講座に関連して知りえた個人情報等を第三者に開示してはなりません。

第 12 条 通知

乙は、住所、氏名を変更したときは、遅滞なくその旨を書面により甲に連絡しなければなりません。変更の通知がない場合には、甲は乙に送付すべき郵便物は受講申込書に記載された乙の住所宛に発送すれば足り、その郵便物は通常到達すべき時に到達したものとみなします。乙に発送された郵便物が乙の不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に乙に到達したものとみなします。

第 13 条 責任の制限

講座に関連する乙の請求に対する甲の累積的責任は、講座受講料を上限とします。

第 14 条 管轄裁判所

本契約に関して争いを生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第 15 条 協議事項

本約款に記載のない事項、または条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙双方誠実に協議して解決を図るものとします。

2007年12月11日作成、2014年5月29日・2015年11月18日・2016年11月27日・2018年9月29日・2021年5月8日改定

個人情報のお取扱いについて

産業カウンセラー養成講座応募時にご記入、ご提供いただきます個人情報は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会(以下「当協会」という)「個人情報保護規程」ならびに「『個人情報保護規程』に関する細則」に基づき厳正な管理をいたします。

1. 個人情報とは

個人情報とは、氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、勤務先名等によって個人を識別できる情報のことをいいます。

2. 個人情報の利用目的

申込書にご記入いただく個人情報は、養成講座に関わる事務管理、個人を特定できないデータに加工 した調査研究資料の範囲で利用させていただきます。ご提供いただく個人情報は任意ですが、ご提供い ただけなかった場合、講座受講に際して不具合が生じる場合があります。

3. 個人情報の第三者への提供及び外部への委託

ご提供いただいた個人情報は、上記の目的での利用または法律で定められている場合および当協会と 業務委託契約を締結した委託先、公共機関を除いて、ご本人の同意を得ず第三者へ開示・提供または外 部へ委託することはございません。

4. 要配慮個人情報の取扱い

要配慮個人情報については、受講約款第3条2項および第5条1項②号に定められているもの以外は 取得しません。取得した要配慮個人情報は、所管部署内で厳格に管理し、法律で定められている場合を 除き目的外使用はしません。

5. 個人情報の開示・訂正・削除

ご提供いただいた個人情報について、開示、内容の訂正、追加または削除を請求することができます。 個人情報の開示・訂正・削除を請求される場合は、養成講座申込み先の当協会支部にご連絡をお願いい たします。なお、本請求にあたり、ご本人であることを確認させていただきます。

2009年11月20日作成、2016年11月27日・2017年6月13日・2018年9月29日・2021年11月13日改定

私は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会(以下「甲」という)が実施する産業カウンセラー 養成講座オンラインコース(以下「本講座」という)を受講しようとする者(以下「乙」という) として、以下に定める事項に同意した上で、受講を申し込みます。

第1条 本講座に使用する機材等

- 1. 本講座に使用するパソコン、webカメラ、ヘッドセットまたはイヤフォンマイク、およびインターネットに接続するための通信回線と通信機器、(以下 総称して「機材等」という)は、乙の側で用意するものとします。
- 2. 機材等および通信料は、乙の負担とします。
- 3. 乙は、自己が用意したパソコンに甲が指定するソフトウェアをインストールするものとします。なお、このソフトウェアは、常時最新版にアップデートしておくこととします。 指定するソフトウェア : ミーティング用 Zoom クライアント
- 4. 乙は、本講座にて安定した画像および音声の送受信ができる通信環境を用意するものとします。なお、通信が安定せず、甲より通信状況改善の申し入れを受けたときは速やかに対処するものとします。甲からの再三の通信状況改善要請にも関らず、通信状況が改善しないときは、乙の本講座修了認定ができない場合があります。

第2条 不可抗力

- 1. 甲は、事業上の理由、システムの過負荷・不具合・メンテナンス、法令の制定改廃、天災地変、停電、通信障害、不正アクセス、ソフトウェアの仕様変更・不具合・停止等、甲の責に帰さない甲側の事由により講座の開催を制限・終了または中断する場合があります。講座終了の場合、未開催部分に対応する受講料を返金します。講座中断の場合、再開については、甲が定め別途受講者に通知します。
- 2. 法令の制定改廃、天災地変、停電、通信障害その他、乙の責に帰さない乙側の事由により、 受講者中乙のみの受講が妨げられた場合、甲乙誠実に協議し対応を図るものとします。

第3条 守秘義務

- 1. 乙が本講座を受講する際は、自宅の個室またはそれに準じた機密性のある室内で受講するものとし(当該個室への家族等の出入り及び公衆 Wi-Fi の使用は禁止します)、講師を含む参加者の個人情報、事例、教材、講座の具体的な内容や進め方について、第三者が知り得ないよう配慮(防音・ヘッドセットまたはイヤフォンマイク等)をしなければなりません。
- 2. 乙は、甲の指示による場合を除き、本講座においてパソコン・ソフトウェアまたはその他の 手段を使用して写真撮影、録画、録音をしてはいけません。甲の指示があった場合でも、そ の画像、動画、音声を複写・複製または他で使用することはできません。
- 3. 乙は、前項の禁止事項を受講修了後も遵守することとします。
- 4. 本条に違反した場合は、甲、甲の講師及び他の受講者から法的措置を含む請求の対象となることがあります。

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 2020.12.